

各支部慶弔御担当者 様

## 慶弔請求書の送付先について

お手数でも該当がありましたら、下記担当者宛まで送付くださいますようお願いいたします。

至急の場合は、請求書をFAX送信後に電話をいただけるとありがたいです。

〒 3 2 1 - 4 3 6 3

住 所 真岡市亀山1073番地3

F A X 0 2 8 5 ( 8 3 ) 8 0 6 3

電 話 0 2 8 5 ( 8 4 ) 6 2 5 0

真岡市立亀山小学校

主任 片岡信幸 宛

## 栃木県公立小・中学校事務職員慶弔会規定

第1条 この会は栃木県公立小・中学校事務職員慶弔会といい事務所を会長所在の学校におく。

第2条 この会は栃木県公立小中学校事務職員をもって組織する。

第3条 この会は一定の会費によって会員相互の扶助、共栄をはかり会員のつながりを強めることを目的とする。

第4条 本会の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 会員が結婚したときは5,000円を贈る。
- (2) 会員の範とすべき行為により表彰を受けたときは5,000円を贈る。
- (3) 会員が1ヶ月以上にわたる傷病休暇および会主催の行事等における1ヶ月にわたる負傷の場合は見舞金5,000円を贈る。
- (4) 会員が死亡したときは30,000円と花輪一基を贈る。
- (5) 会員の配偶者の死亡したときは20,000円と花輪一基を贈る。
- (6) 会員の退職にあつて勤続3年以上10年未満3,000円、10年以上20年未満5,000円、20年以上を10,000円とする。
- (7) 本会の発展向上に尽力し退会したる者には感謝状並びに記念品を贈る。
- (8) その他の慶弔表意は必要に応じてその都度協議する。

第5条 会費は年額500円とする。

第6条 本会の役員は暫時栃木県公立小中学校事務職員研究協議会の役員をもってこれにあてる。

第7条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8条 本規定の改正は、栃木県公立小中学校事務職員研究協議会の承認を得るものとする。

### 附 則

- 1 この規定は昭和45年4月25日より施行する。
- 2 この規定は昭和56年6月2日一部改正
- 3 この規定は昭和58年5月30日一部改正
- 4 この規定は昭和62年5月25日一部改正
- 5 この規定は平成2年5月29日一部改正
- 6 この規定は平成20年5月23日一部改正

# 慶弔関係請求書

平成 年 月 日

栃木県公立小中学校事務職員研究協議会

会長 岡崎 信二 様

(財務部慶弔会計担当) 片岡 信幸 宛

【真岡市立亀山小学校 FAX 0285-83-8063】

支部名

支部

支部長名

下記のとおり、慶弔がありましたので請求いたします。

記

## 1 結婚祝金

番号	氏名	結婚年月日	勤務校	旧姓
		平 年 月 日	学校	
		平 年 月 日	学校	

事務局使用欄	
月/日	金額
/	
/	

## 2 表彰祝金

番号	氏名	受賞年月日	勤務校	備考
		平 年 月 日	学校	
		平 年 月 日	学校	

月/日	金額
/	
/	

## 3 病氣見舞金

番号	氏名	休暇期間	勤務校	備考
		平 年 月 日 ~ 年 月 日	学校	

月/日	金額
/	

## 4 弔慰金

番号	氏名	死亡年月日	勤務校	続柄
		平 年 月 日	学校	

月/日	金額
/	

## 5 餞別金

番号	氏名	退職年月日	勤務年数	元勤務校
		平 年 月 日	年 月	学校
		平 年 月 日	年 月	学校
		平 年 月 日	年 月	学校
		平 年 月 日	年 月	学校
		平 年 月 日	年 月	学校
		平 年 月 日	年 月	学校
		平 年 月 日	年 月	学校
		平 年 月 日	年 月	学校

月/日	金額
/	
/	
/	
/	
/	
/	
/	
/	

※ 金額については、慶弔会規定による。